

兵庫県公報

令和2年6月30日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
告 示	
○ 兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程の一部を改正する告示（技術企画課）	4
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	4

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第36号）

事務執行体制の整備を図るため、本庁の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

- 健康福祉部の組織改正
健康福祉部に感染症等対策室を、同室に感染症対策課及び疾病対策課を設置することとした。
- 県土整備部の組織改正
県土整備部県土企画局技術企画課を同部土木局技術企画課に、同局用地課を同部県土企画局用地課に、それぞれ再編することとした。
- 職制の改正
本庁の組織の長として設置する職に感染症等対策室長を追加することとした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第36号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条の2」を「第37条」に改める。

第21条第1項中「掲げる局」の右に「、感染症等対策室」を加え、同項の表局名の款中「局名」を「局名等」に改め、同表健康局の款疾病対策課の項を削り、同表に次のように加える。

感染症等対策室	感染症対策課	感染症班 新型コロナウイルス感染症対策班
	疾病対策課	がん・難病対策班

第2章第2節第5款を削る。

第34条第25号中「こと（）」の右に「感染症対策課及び」を加え、第2章第2節第6款中同条を第30条とする。

第35条を削り、第36条を第31条とし、第37条を第32条とし、第37条の2を第33条とする。

第2章第2節第6款を同節第5款とし、同節に次の1款を加える。

第6款 感染症等対策室

（感染症対策課の事務）

第34条 感染症対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 感染症対策に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の施行に関すること。
- (5) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関すること。
- (6) 感染症診査協議会及び新型インフルエンザ等対策有識者会議に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること。

（疾病対策課の事務）

第35条 疾病対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活習慣病の医療並びにその他の疾患（感染症を除く。）の医療及び予防に関すること。
- (2) がん対策に関すること。
- (3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく救済給付の認定申請に関すること。
- (4) 指定難病その他の難病対策に関すること。
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関すること。
- (6) 原子爆弾被爆者の援護のための相談に関すること。
- (7) 小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、疾病対策に関すること（感染症対策課の所掌に属するものを除く。）。

第36条及び第37条 削除

第57条第1項の表県土企画局の款技術企画課の項を次のように改める。

用地課	管理班 用地補償班
-----	-----------

第57条第1項の表土木局の款用地課の項を次のように改める。

技術企画課	業務班 県土政策班 技術管理班
-------	-----------------

第2章第5節第3款の款名を削る。

第58条の6を第58条の7とする。

第58条の3第3号中「こと（技術に関するものを除く。）」を「総合調整に関すること」に改め、同条を第58条の6とする。

第58条の5を第58条の3とし、第58条の4の2を第58条の5とし、同条の次に次の款名を加える。

第3款 土木局

第70条第1項中「専門職大学準備室」の右に「、感染症等対策室」を加える。

第71条の表小児慢性特定疾病審査会の項から指定難病審査会の項までを削り、同表食の安全安心と食育審議会の項の次に次のように加える。

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項第1号の規定による就業制限の通知、入院の勧告及び入院の期間の延長並びに結核患者の医療の費用の負担の申請に関し必要な事項の審議並びに同項第2号の規定による就業制限の通知並びに入院の勧告及び入院の措置に係る報告に関する建議に関する事務	健康福祉部感染症等対策室感染症対策課
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	健康福祉部感染症等対策室感染症対策課

小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法による小児慢性特定疾病に係る小児慢性特定疾病医療費の支給の認定に関する審査に関する事務	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課
指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による指定難病に係る特定医療費の支給の認定に関する審査に関する事務	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課

第71条の表中

「

土地収用法第15条の2の規定による土地等の取得に係る紛争についてのあっせんに関する事務	県土整備部土木局用地課
土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に係る紛争のうち土地等の取得に際しての対償のみに関するものについての仲裁に関する事務	
土地収用法第25条の2第2項の規定による事業の認定に関する処分に係る意見に関する事務	

」

を

「

土地収用法第15条の2の規定による土地等の取得に係る紛争についてのあっせんに関する事務	県土整備部県土企画局用地課
土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に係る紛争のうち土地等の取得に際しての対償のみに関するものについての仲裁に関する事務	県土整備部県土企画局用地課
土地収用法第25条の2第2項の規定による事業の認定に関する処分に係る意見に関する事務	県土整備部県土企画局用地課

」

に改める。

第377条の表専門職大学準備室長の項の次に次のように加える。

感染症等対策室長	感染症等対策室	感染症等対策室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
----------	---------	------------------------------

第378条の表部参事（がん対策担当）の項及び部参事（認知症対策担当）の項を削る。

附則第2条第1項の表を次のように改める。

内部組織	期限
新庁舎整備室	当分の間
新庁舎企画課	当分の間
新庁舎整備課	当分の間
感染症等対策室	当分の間
感染症対策課	当分の間
兵庫津ミュージアム整備室	令和5年3月31日
全国豊かな海づくり大会推進室	令和4年3月31日

全国豊かな海づくり大会企画課	令和4年3月31日
専門職大学準備室	令和3年3月31日
専門職大学準備課	令和3年3月31日
復興支援課	令和3年3月31日
総合治水課武庫川総合治水室	令和3年3月31日

附則第2条第2項の表を次のように改める。

職名	組織	期限
建設参事	企画県民部	当分の間
神戸魅力づくり参事	神戸県民センター県民交流室	令和5年3月31日
参事（花みどりフェア担当）	公園緑地課	令和4年3月31日
県参事（但馬専門職大学担当）	企画県民部	令和3年3月31日
県土安全参事	県土整備部	令和3年3月31日
水道企画参事	生活衛生課	令和3年3月31日
参事（特定プロジェクト担当）	公園緑地課	令和3年3月31日

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年7月1日から施行する。
（公有財産規則の一部改正）
- 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「専門職大学準備室長」の右に「、感染症等対策室長」を加える。
（公文書管理規則の一部改正）
- 公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号中「専門職大学準備室」の右に「、感染症等対策室」を加える。

告 示

兵庫県告示第746号の2

兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程の一部を改正する告示

兵庫県大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧場所及び閲覧に関する規程（平成19年兵庫県告示第259号）の一部を次のように改正する。

第2条中「兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課」を「兵庫県県土整備部土木局技術企画課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月30日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「専門職大学準備室長」の右に「、感染症等対策室長」を加える。

第6条第2項第7号中「専門職大学準備室」の右に「、感染症等対策室」を加える。

別表第1健康福祉部の部疾病対策課の項を削り、同部生活衛生課の項の次に次のように加える。

<p>感染症 対策課</p>	<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項又は第9項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成し、又は変更すること。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第56条第2項の規定に基づき、緊急の必要があると認める場合に埋葬又は火葬を行うこと。</p>	<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第38条第2項の規定に基づき、特定市町長の実施すべき新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行すること。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第39条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施について、他の都道府県知事等に応援を求めること。</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策特別措置法第42条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に職員の派遣を要請すること。</p> <p>4 新型インフルエンザ等対策特別措置法第50条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に物資又は資材の供給について措置を講ずるよう要請すること。</p>	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第25条第4項の規定に基づき、審査請求の特例に係る事件を厚生労働大臣に移送すること。</p> <p>2 感染症予防法第32条第1項又は第2項の規定に基づき、1類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>3 感染症予防法第33条の規定に基づき、1類感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。</p> <p>4 感染症予防法第36条第4項（感染症予防法第50条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、適当な場所に建物に係る措置又は交通の制限若しくは遮断を実施する旨及びその理由等を掲示すること。</p> <p>5 感染症予防法第38条第2項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関を指定すること。</p>
--------------------	--	---	---

- 6 感染症予防法第38条第8項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定の辞退の届出を受理すること。
- 7 感染症予防法第38条第9項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定を取り消すこと。
- 8 感染症予防法第44条の7第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者又はそれらの保護者に対し、検体を提出し、又は検体の採取に応じるべきことを勧告すること。
- 9 感染症予防法第44条の7第3項の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。
- 10 感染症予防法第45条第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又はその保護者に対し、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。
- 11 感染症予防法第45条第2項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせること。
- 12 感染症予防法第46条第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、特定感染症指定医療機関等に入院し、又は入院させることを勧告すること。
- 13 感染症予防法第46条第2項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関等に入院させること。

- 14 感染症予防法第46条第3項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院している病院以外の病院であつて適当と認めるものに入院させること。
- 15 感染症予防法第46条第4項の規定に基づき、新感染症の所見がある者の入院の期間を延長すること。
- 16 感染症予防法第46条第5項の規定に基づき、新感染症の所見がある者等に、説明を行い、意見を述べる機会を与え、並びに意見を述べるべき日時及び場所並びに勧告の原因となる事実を通知すること。
- 17 感染症予防法第46条第7項の規定に基づき、意見聴取をした者から聴取書を受理すること。
- 18 感染症予防法第47条の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院に係る病院に移送すること。
- 19 感染症予防法第48条第1項の規定に基づき、入院している者を退院させること。
- 20 感染症予防法第48条第4項の規定に基づき、入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をすること。
- 21 感染症予防法第50条第1項の規定に基づき、新感染症に係る消毒その他の措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させること。
- 22 感染症予防法第50条の2第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対し、健康状態についての報告を求めること。
- 23 感染症予防法第50条の2第

- 2項の規定に基づき、同条第1項の報告を求めた者に対し、新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。
- 24 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。
- 25 新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を実施すること。
- 26 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第6項の規定に基づき、特定接種を実施すること。
- 27 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第1項の規定に基づき、医療関係者に医療を行うよう要請すること。
- 28 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第2項（同法第46条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に必要な協力を要請すること。
- 29 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第3項（同法第46条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に患者等に対する医療等を行うよう指示すること。
- 30 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づき、住民に新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請すること。
- 31 新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第1項の規定に基づき、臨時の医療施設において、医療を提供すること。
- 32 新型インフルエンザ等対策特別措置法第49条第1項又は第2項の規定に基づき、臨時

		<p>の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用すること。</p> <p>33 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項又は第3項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に緊急物資の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。</p> <p>34 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第2項又は第3項の規定に基づき、医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に医薬品等の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。</p> <p>35 新型インフルエンザ等対策特別措置法第55条第1項から第3項までの規定に基づき、特定物資の売渡しを要請し、特定物資を収用し、又は特定物資の保管を命ずること。</p>
--	--	--

別表第1 県土整備部の部技術企画課の項から用地課の項までを次のように改める。

<p>用地課</p>	<p>公有地拡大法第18条第2項の規定に基づき、兵庫県土地開発公社の予算、事業計画及び資金計画並びにこれらの変更を承認すること。</p>	<p>1 土地収用法第15条の2第2項の規定に基づき、土地等の取得に関する紛争をあっせん委員のあっせんに付すること。</p> <p>2 土地収用法第15条の2第3項の規定に基づき、土地等の取得に関する紛争をいずれの府県のあっせん委員のあっせんに付するかを協議すること。</p> <p>3 土地収用法第15条の3の規定に基づき、あっせん委員を任命すること。</p> <p>4 土地収用法第15条の7第2項において準用する同法第15条の2第3項の規定に基づき、土地等の取得に関する紛争のうち対償のみに関する紛争をいずれの府県の仲裁委員の仲裁に付するかを協議する</p>
------------	--	--

			<p>こと。</p> <p>5 土地収用法第15条の8の規定に基づき、仲裁委員を任命すること。</p>
交通政策課	<p>1 交通基本構想を作成すること。</p> <p>2 総合交通体系の整備に係る基本方針を決定すること。</p>		
空港政策課	<p>1 航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に空港等の設置を申請すること。</p> <p>2 空港法（昭和31年法律第80号）第5条第1項の規定に基づき、空港を設置し、及び管理する地方公共団体を協議して定めること。</p> <p>3 航空機騒音障害防止法第9条の3第2項又は第4項の規定に基づき、空港周辺整備計画を策定すること。</p> <p>4 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第15号）第25条第1項の規定に基づき、但馬飛行場の運営等に係る公共施設等運営権を設定すること。</p> <p>5 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例第25条第2項の規定に基づき、但馬飛行場の運営等に係る公共施設等運営権を設定すべき選定事業者を選定すること。</p>		<p>1 航空法第49条第1項ただし書の規定に基づき、仮設物その他の物件の設置等を承認すること。</p> <p>2 航空法第49条第2項の規定に基づき、物件の所有者等に対し、当該物件を除去すべきことを求めること。</p> <p>3 航空法第49条第3項の規定に基づき、損失を補償し、及び物件の除去を求めること。</p> <p>4 航空法第50条第1項の規定に基づき、損失を補償すること。</p> <p>5 航空機騒音障害防止法第40条第2項の規定に基づき、空港周辺整備計画の策定について関係市町長の意見を聴取すること。</p>
技術企画課			<p>1 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「大深度地下法」という。）第16条の規定に基づき、使用の認可をすること。</p>

			<p>2 大深度地下法第18条第1項の規定に基づき、関係行政機関等の意見を求めること。</p> <p>3 大深度地下法第28条第1項の規定に基づき、使用の認可に基づく権利の譲渡を承認すること。</p> <p>4 大深度地下法第29条第1項の規定に基づき、使用の認可（3の承認を含む。）を取り消すこと。</p> <p>5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定に基づき、災害復旧事業の事業費の決定を主務大臣に申請すること。</p>
--	--	--	---

（職員服務規程及び情報管理規程の一部改正）

第2条 次に掲げる訓令の規定中「専門職大学準備室長」の右に「、感染症等対策室長」を加える。

- (1) 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令第15号）第2条第3号
- (2) 情報管理規程（昭和51年兵庫県訓令第13号）第3条第3項

（財産評価委員会規程の一部改正）

第3条 財産評価委員会規程（昭和38年兵庫県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「県土整備部土木局用地課長」を「県土整備部県土企画局用地課長」に改める。

（入札参加者審査会規程の一部改正）

第4条 入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 土木部会の項中「県土整備部県土企画局技術企画課長」を「県土整備部県土企画局用地課長」に、「県土整備部土木局用地課長」を「県土整備部土木局技術企画課長」に改め、同表まちづくり部会の項中「県土整備部県土企画局技術企画課長」を「県土整備部土木局技術企画課長」に改める。

（出納局決裁規程の一部改正）

第5条 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「専門職大学準備室」の右に「、感染症等対策室」を加える。

（公共用地補償審査会規程の一部改正）

第6条 公共用地補償審査会規程（昭和43年兵庫県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「県土整備部土木局用地課長」を「県土整備部県土企画局用地課長」に改める。

第12条第1項中「県土整備部土木局用地課」を「県土整備部県土企画局用地課」に改める。

（職員安全健康管理規程の一部改正）

第7条 職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第4項中「健康福祉部健康局疾病対策課長」を「健康福祉部感染症等対策室感染症対策課長、医師である健康福祉部感染症等対策室疾病対策課長」に改める。

（附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正）

第8条 附属機関の幹事の指定に関する規程（平成12年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表地域安全まちづくり審議会の項及び防災会議の項中「県土整備部県土企画局技術企画課長」を「県土整備部土木局技術企画課長」に改め、同表障害福祉審議会の項中

「健康福祉部健康局疾病対策課長
健康福祉部健康局健康増進課長」

を

「健康福祉部健康局健康増進課長

健康福祉部感染症等対策室疾病対策課長」
に改め、同表環境審議会の項中
「県土整備部県土企画局技術企画課長
県土整備部県土企画局交通政策課長
県土整備部県土企画局空港政策課長」

を

「県土整備部県土企画局交通政策課長
県土整備部県土企画局空港政策課長
県土整備部土木局技術企画課長」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。